

防災基本計画修正

新旧対照表

令和7年7月

防災基本計画修正 新旧対照表（案）

第1編 総則

修正前	修正後
第1編 総則 第1章 本計画の目的と構成 ○我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 （略） 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 （略） ○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の<u>通り</u>である。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に<u>あてる</u>ため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。 （1）周到かつ十分な災害予防 ○災害予防段階における基本理念は以下の<u>通り</u>である。 （略） ・最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 （新設） ○災害予防段階における施策の概要は以下の<u>通り</u>である。 （略）	第1編 総則 第1章 本計画の目的と構成 ○我が国の国土は、地震、<u>地盤の液状化</u>、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 （略） 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 （略） ○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の<u>とおり</u>である。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に<u>充てる</u>ため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。 （1）周到かつ十分な災害予防 ○災害予防段階における基本理念は以下の<u>とおり</u>である。 （略） ・最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 ・<u>災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u> ○災害予防段階における施策の概要は以下の<u>とおり</u>である。 （略）

修正前	修正後
・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>併せて</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (略) ・災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 (略) ○災害応急段階における施策の概要は以下の<u>通り</u>である。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 (略) ・<u>指定</u>避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (略) (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略) ○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下の<u>通り</u>である。 (略)	・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>あわせて</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備<u>・連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (略) ・災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする。</u> (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 (略) ○災害応急段階における施策の概要は以下の<u>とおり</u>である。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 (略) ・避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (略) (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略) ○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下の<u>とおり</u>である。 (略)

修正前	修正後
・災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。 （略） 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、<u>平常時</u>から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。 （略） ・災害発生時における海外から我が国への支援に対応するとともに、海外に対して適時適切な情報の提供を図る必要がある。<u>平常時</u>においても、我が国の防災対策に係る知見・教訓、技術・ノウハウ、体制・制度等について海外へ発信し、普及を図ることが重要である。 （略） 第4章 防災計画の効果的推進等 （略） 第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等	・災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に<u>災害</u>廃棄物を処理する。 （略） 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 （略） ・高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、<u>平時</u>から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。 （略） ・災害発生時における海外から我が国への支援に対応するとともに、海外に対して適時適切な情報の提供を図る必要がある。<u>平時</u>においても、我が国の防災対策に係る知見・教訓、技術・ノウハウ、体制・制度等について海外へ発信し、普及を図ることが重要である。 （略） 第4章 防災計画の効果的推進等 （略） 第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

修正前	修正後
○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の<u>取り組み</u>の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、<u>国土強靱化基本計画に基づき</u>、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略） 第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 （略） ○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の<u>通り</u>とする。 （略）	○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、<u>国土強靱化基本計画に基づき</u>、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の<u>取組</u>の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条においては、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、 ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。 （略） 第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 （略） ○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の<u>とおり</u>とする。 （略）

第1編 総則

修正前	修正後
5 事業者や住民等との連携に関する事項 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、<u>災害応急対策に係る事業者等との連携強化</u>を図ること。 (略)	5 事業者や住民等との連携に関する事項 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、<u>地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、</u>市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化を図ること。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 災害に強い国づくり (略) (1) 主要交通・通信機能の強化 ○国〔国土交通省、総務省等〕、公共機関〔鉄道事業者、高速道路事業者、空港事業者、電気通信事業者等〕及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。 (略) 2 災害に強いまちづくり (略) (3) ライフライン施設の機能の確保	第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 災害に強い国づくり (略) (1) 主要交通・通信機能の強化 ○国〔国土交通省、総務省等〕、公共機関〔鉄道事業者、高速道路事業者、空港事業者、電気通信事業者等〕及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。<u>また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。</u> (略) 2 災害に強いまちづくり (略) (3) ライフライン施設の機能の確保

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。 （新設） （略） （4） 災害応急対策等への備え ○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。 <u>○市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> （略） （4） 災害応急対策等への備え ○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を<u>平時から</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、国においては、このような関係を持続的なものとするため、<u>平常時</u>から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催するものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及、徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、<u>平常時より</u>災害に対する備えを<u>心がける</u>とともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため、国〔内閣府、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)	○特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、国においては、このような関係を持続的なものとするため、<u>平時</u>から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催するものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及、徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、<u>平時から</u>災害に対する備えを<u>心掛ける</u>とともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため、国〔内閣府、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。 ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等^等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 （略） (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 （略） ○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略） ○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。	○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。 ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等^等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 （略） (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 （略） ○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略） ○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と<u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は、<u>平常時</u>においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救援のための資機材の充実を図るものとする。 （略） (2) 防災ボランティア活動の環境整備 （新設） ○市町村（都道府県）は、<u>平常時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。 （新設） ○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り</u>、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>その</u>活動環境の整備を図るものとする。	○国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は、<u>平時</u>においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救援のための資機材の充実を図るものとする。 （略） (2) 防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> <u>○国及び地方公共団体は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> ○市町村（都道府県）は、<u>平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。 <u>○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国〔内閣府〕は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。</u> ○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図るものとする。また</u>、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>国〔内閣府〕は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国〔内閣府〕及び地方公共団体は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(新設)	<u>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u>
(新設)	<u>○国〔内閣府〕は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）〕と連携し、情報共有会議の開催や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。</u>
(略) <u>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u>	(略) (削除)
○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋<u>等</u>からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
(略)	(略)
4 災害教訓の伝承	4 災害教訓の伝承

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	○住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。
第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の促進	第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の促進
(1) 災害及び防災に関する研究の推進	(1) 災害及び防災に関する研究の推進
(略)	(略)
○国〔消防庁〕は、地震等の災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。	○国〔消防庁〕は、地震等の災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発<u>や、市街地火災による被害を抑制するための研究開発</u>を推進するものとする。
(略)	(略)
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
○災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を<u>平常時より</u>怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策<u>と</u>対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を<u>呼びかける</u>高齢者等避難を伝達する必要がある。	○災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を<u>平時から</u>怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策<u>に</u>対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を<u>呼び掛ける</u>高齢者等避難を伝達する必要がある。
○市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>あげた</u>体制の構築に努めるものとする。	○市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>挙げた</u>体制の構築に努めるものとする。
○国及び都道府県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。	○国及び都道府県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(新設) (新設) (新設) (略) ○<u>平常時</u>から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める<u>ものとし</u>、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	<u>○地方公共団体は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> <u>○国〔内閣府〕は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</u> <u>○市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> (略) ○<u>平時</u>から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める<u>ものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、</u>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(新設) (略) ○国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 (新設) ○国〔国土交通省等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>予め</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 (新設) (略) ○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。	<u>○都道府県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u> (略) ○国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 <u>○国〔内閣府〕は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。</u> ○国〔国土交通省等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>あらかじめ</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 <u>○国〔内閣府〕は、災害時に新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）等に情報が集約されるよう、これらのシステムについて周知するものとする。また、国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> (略) ○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。<u>また、地方防災会議の委員のうち、いわゆる1号委員に占める女性の割合が高まるよう、関係省庁に周知するものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府等〕、<u>公共機関及び</u>地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。 (新設) ○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>巡視船</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 (略) 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府等〕、地方公共団体<u>及び指定公共機関</u>は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。 <u>○国〔内閣府等〕は、災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（EEI）の整備を図るものとする。地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u> ○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>船舶</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。<u>また、国〔内閣府〕は、これらの画像情報を関係機関間で迅速に共有する防災IoTシステムの整備を図るものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>停電が発生</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制<u>を確保するよう留意</u>するものとする。 (略) (2) 情報の分析整理 (略) ○国、地方公共団体等は、<u>平常時より</u>自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつ<u>わかりやすく</u>表示・提供できるシステムを構築するとともに、<u>避難所等</u>に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報<u>毎</u>に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、A I、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。 (3) 通信手段の確保	(略) ○国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>地上回線が途絶</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制<u>の確保を推進</u>するものとする。 (略) (2) 情報の分析整理 (略) ○国、地方公共団体等は、<u>平時から</u>自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつ<u>分かりやすく</u>表示・提供できるシステムを構築するとともに、<u>指定緊急避難場所・指定避難所</u>に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報<u>ごと</u>に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、A I、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。 (3) 通信手段の確保

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。 (略) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、<u>平常時より</u>その確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 (略) ・<u>平常時より</u>災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。 (略) ・情報通信手段の施設については、<u>平常時より</u>管理・運用体制を構築しておくこと。 (略) (4) 職員の体制 (略) ○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。 (略) (5) 防災関係機関相互の連携体制	○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。 (略) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、<u>平時から</u>その確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 (略) ・<u>平時から</u>災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。 (略) ・情報通信手段の施設については、<u>平時から</u>管理・運用体制を構築しておくこと。 (略) (4) 職員の体制 (略) ○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。 (略) (5) 防災関係機関相互の連携体制

修正前	修正後
(略) ○地方公共団体は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 (略) ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 (新設) ○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 (新設)	(略) ○地方公共団体は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 (略) ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>○都道府県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u> ○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 <u>○地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。 ○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。 (略)	(略) ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や被災者の健康管理を支援する保健師等チーム</u>の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。 ○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (略) ○国〔国土交通省〕は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、<u>TEC-FORCE予備隊員を含む</u>、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。<u>また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</u> (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
（新設）	<u>○国〔文部科学省〕は、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、あらかじめ、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）に係る体制の整備を図るものとする。</u>
（略）	（略）
（6） 都道府県等と自衛隊との連携体制	（6） 都道府県等と自衛隊との連携体制
○都道府県等と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平常時</u>から連携体制を構築し、その強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。	○都道府県等と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平時</u>から連携体制を構築し、その強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。
（略）	（略）
○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平常時より</u>その想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平時から</u>その想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。
（略）	（略）
（8） 防災中枢機能等の確保、充実	（8） 防災中枢機能等の確保、充実
（略）	（略）
○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<u>平常時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。	○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<u>平時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略) ○下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、<u>可搬式排水ポンプその他の</u>必要な資機材の整備等に努めるものとする。 (略) ○市町村は、<u>平常時より</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 医療活動関係 (略) ○災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害時小児周産期リエゾン^ハは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕は、災害時に都道府県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンの教育研修を推進するものとする。	(略) 3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略) ○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上</u>下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上</u>下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> (略) ○市町村は、<u>平時から</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 医療活動関係 (略) ○災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン</u><u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕は、災害時に都道府県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾン、<u>薬事・衛生面に関して支援を行う災害薬事コーディネーター</u>の教育研修を推進するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター <u>及び</u> 災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。 (3) 保健衛生活動関係 ○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、<u>「保健医療福祉調整本部」</u>という。）の整備に努めるものとする。 (新設) (略) ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所による総合調整等の円滑な実施を応援するため、都道府県・保健所設置市及び特別区に対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。 ○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。	(略) ○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u></u>も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。 (3) 保健衛生活動関係 ○都道府県は、大規模災害時に保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。 <u>○都道府県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u> (略) ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所による総合調整等の円滑な実施を応援するため、<u>大規模災害時に保健医療福祉調整本部及び保健所が保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うための災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）を整備するとともに、</u>都道府県・保健所設置市及び特別区に対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。 ○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制 <u>（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）</u>の整備に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(4) 消火活動関係 (略) ○市町村（都道府県）は、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等（危険物災害においては自衛消防組織）の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 (略) 6 緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける<u>恐れ</u>のある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 (略) ○<u>国〔国土交通省〕</u>は、<u>発災後</u>の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開、<u>応急復旧等</u>を迅速に行うため、協議会の設置<u>等</u>によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開<u>等</u>の計画を作成する<u>ものとし、必要に応じてその</u>見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開<u>等</u>に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結<u>に努める</u>ものとする。 (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係	(4) 消火活動関係 (略) ○市町村（都道府県）は、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等（危険物災害においては自衛消防組織）の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 (略) 6 緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける<u>おそれ</u>のある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所<u>等</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 (略) ○<u>道路管理者</u>は、<u>自然災害発生後</u>の道路の障害物<u>の</u>除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成する<u>とともに、定期的な</u>見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、<u>応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）</u>に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結<u>を推進する</u>ものとする。 (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○地方公共団体は、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (1) 避難誘導 (略) ○市町村は、小学校就学前の<u>子ども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 (略) (3) 指定避難所等 (略) ○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) ○地方公共団体は、感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	(略) ○地方公共団体は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (1) 避難誘導 (略) ○市町村は、小学校就学前の<u>こども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 (略) (3) 指定避難所等 (略) ○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) ○地方公共団体は、感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) <u>○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> (略) ○市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略) (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略) ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) <u>○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	(略) (削除) (略) ○市町村（都道府県）は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> (略) (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略) ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) (削除)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) ○市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (新設) ○都道府県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 (略) (6) 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合<u>(火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。)</u>、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について<u>平常時</u>から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 (略) 8 物資の調達、供給活動関係	(略) ○市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) ○市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所<u>等</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 <u>○市町村（都道府県）は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> ○都道府県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 (略) (6) 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について<u>平時</u>から積極的に広報するとともに、<u>火山災害において降灰の影響がある場合を含め、</u>必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 (略) 8 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動関係

修正前	修正後
(新設)	<u>(1) 物資の備蓄</u>
(新設)	<u>○市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものと</u> <u>し、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u>
(新設)	<u>○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。</u>
(新設)	<u>(2) 物資の調達、供給活動</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資</u>についてあらかじめ<u>備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。 （新設） ○地方公共団体は、<u>備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、</u>物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄</u>拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 （略） ○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。 （略）	○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における</u>調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>よう努めるものとする。</u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。 <u>○地方公共団体は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> ○地方公共団体は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所<u>等</u>の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資</u>拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 （略） ○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>特に、調達に時間を要する段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、入浴資機材やキッチン資機材については、全国各地への迅速な支援を可能とするため、国〔内閣府〕は、分散備蓄を行うものとする。</u> （略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに<u>指定</u>避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。 (略) 11 災害復旧・復興への備え (1) 災害廃棄物の発生への対応 (略) ○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 ○都道府県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (新設) (略) (3) 罹災証明書の発行体制の整備	○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。 (略) 11 災害復旧・復興への備え (1) 災害廃棄物の発生への対応 (略) ○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 ○都道府県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>○地方公共団体は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u> (略) (3) 罹災証明書の発行体制の整備

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
<u>○市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u>	(削除)
○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。
(4) 復興事前準備の実施	(4) 復興事前準備の実施
<u>○国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。</u>	<u>○地方公共団体は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、国〔国土交通省〕は、これを推進するものとする。</u>
(略)	(略)
第2章 災害応急対策 (略)	第2章 災害応急対策 (略)
第1節 災害発生直前の対策 (略)	第1節 災害発生直前の対策 (略)
4 災害未然防止活動 (略)	4 災害未然防止活動 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○地方公共団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	○地方公共団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする
（略）	（略）
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
1 災害情報の収集・連絡	1 災害情報の収集・連絡
(1) 被害規模の早期把握のための活動	(1) 被害規模の早期把握のための活動
（略）	（略）
○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。	○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災I o Tシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める</u>ものとする。
（略）	（略）
(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、<u>防災I o Tシステム</u>等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
（略）	（略）
(4) 一般災害情報等の収集・連絡	(4) 一般災害情報等の収集・連絡

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、政府本部の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。	○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、<u>新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して</u>関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、政府本部の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。
（略）	（略）
○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、総合防災情報システム（SOBO-WE B）等を活用して直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。	○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）等を活用して直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。政府本部（事故災害においては特定災害対策本部又は非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を政府本部に連絡する。
（略）	（略）
3 地方公共団体の活動体制	3 地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	○都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。
○市町村（都道府県）は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の<u>避難支援計画</u>の実施等に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の<u>避難支援</u>の実施等に努めるものとする。
（新設）	<u>○地方公共団体は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>
（略）	（略）
5 広域的な応援体制	5 広域的な応援体制
（略）	（略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。 (新設) (新設) (略)	○上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。<u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>○市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>○市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> (略)
6 国における活動体制 (略) (3) 職員の派遣 ○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、総合防災情報システム（S O B O－W E B）<u>を活用して、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援する</u>ものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	6 国における活動体制 (略) (3) 職員の派遣 ○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣して、<u>現地対策本部や災害現場等での新総合防災情報システム（S O B O－W E B）の活用を促し、災害情報の集約・整理や地図化による災害対応関連業務の迅速化・効率化を図る</u>ものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) (5) 特定災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○特定災害対策本部副本部長は、原則として、内閣府副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）<u>又は</u>内閣危機管理監とする。 (略) ○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略) (6) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣<u>及び</u>副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 (略) ○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略)	(略) (5) 特定災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○特定災害対策本部副本部長は、原則として、内閣府副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）<u>、</u>内閣危機管理監<u>及び内閣府の防災監</u>とする。 (略) ○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略) (6) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣<u>並びに</u>副大臣、内閣危機管理監、<u>内閣府の防災監</u>又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 (略) ○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の<u>すべて</u>の国務大臣<u>及び</u>内閣危機管理監並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 (略) ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、<u>派遣された</u>緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の<u>全て</u>の国務大臣、<u>内閣危機管理監、内閣府の防災監</u>並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。 (略) ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略) 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>・TEC－FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC－FORCEパートナーとの連携等により</u>、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>等</u>は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 2 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略) ○都道府県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国〔経済産業省等〕や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。 (新設) (略) ○下水道管理者は、災害の発生時において、<u>公共下水道等</u>の構造等を勘案して、速やかに、<u>公共下水道等</u>の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>等</u>を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、<u>派遣された</u>緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	(略) 2 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略) ○都道府県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国〔経済産業省等〕や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。 <u>○水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u> (略) ○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>上</u>下水道の構造等を勘案して、速やかに、<u>上下水道施設</u>の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>・TEC－FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC－FORCEパートナーとの連携等により</u>、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）<u>等</u>は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 1 救助・救急活動 (略) (7) 部隊の活動支援 (略) ○国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。 2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略) ○被災都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣	(略) 第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 1 救助・救急活動 (略) (7) 部隊の活動支援 (略) ○国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。 2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略) ○被災都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、被災都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) ○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。	○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン</u><u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
（略） ○被災都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、被災都道府県は、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。	（略） ○被災都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン</u><u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、被災都道府県は、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。
（略） ○緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び地方公共団体からの要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。	（略） ○緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び地方公共団体からの要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。
（新設）	<u>○被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u>
（新設）	<u>○国〔内閣府〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、被災地域内の港湾において船舶を活用した医療活動を行うものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (3) 被災地域外での医療活動 ○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構〕に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン¹は、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) (4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 (略)	○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター²は、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (3) 被災地域外での医療活動 ○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構〕に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン¹及び災害薬事コーディネーター²は、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) (4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、航空搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。その際、搬送先である非被災都道府県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、搬送先である非被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (新設) (新設) (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧（雪害においては除雪を含む。）、輸送活動を行うものとする。 (略) 2 交通の確保 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 (略) (3) 道路啓開等	○非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、航空搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。その際、搬送先である非被災都道府県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、搬送先である非被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 <u>○被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u> <u>○国〔内閣府〕は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、船舶を活用した傷病者の搬送を行うものとする。</u> (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 ○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧（<u>火山災害においては火山噴出物等の除去、</u>雪害においては除雪を含む。）、輸送活動を行うものとする。 (略) 2 交通の確保 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携等により、</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 (略) (3) 道路啓開等

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク等の多様な<u>移動</u>手段の活用による現地調査の実施、<u>道路管理用カメラ等の活用及び官民のプローブ情報の活用等により早急に</u>被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。<u>併せて、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握するとともに、道路利用者にその情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。</u> ○道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等<u>（雪害においては除雪を含む。）</u>を行い<u>道路機能</u>の確保に努めるものとする。 （略） ○<u>路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</u>について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。 （略） ○道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等<u>（雪害における除雪を含む。）</u>に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 （略） (5) 港湾及び漁港の応急復旧等	○国〔国土交通省〕は、自転車やバイク、<u>無人航空機</u>等の多様な手段の活用による現地調査の実施、<u>経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、A I w e bカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する</u>ものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。 ○道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開を行い<u>緊急車両の通行</u>の確保に努めるものとする。 （略） ○<u>道路啓開</u>について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。 （略） ○道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 （略） (5) 港湾及び漁港の応急復旧等

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告するものとする。国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。 (略) (7) 空港等の応急復旧等 (略) ○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国〔国土交通省〕に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。 (新設) (略) 3 緊急輸送 (略) ○国〔海上保安庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) ○住家の被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。 (略) 3 指定避難所等 (1) 指定避難所の開設 (略)	○港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行うものとする。 (略) (7) 空港等の応急復旧等 (略) ○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国〔国土交通省〕に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。 <u>○国〔国土交通省〕は、地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。</u> (略) 3 緊急輸送 (略) ○国〔海上保安庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) ○住家の被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。 (略) 3 指定避難所等 (1) 指定避難所の開設 (略)

修正前	修正後
○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。 (略) (2) 指定避難所等の運営管理等 (略) ○市町村は、<u>指定</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに</u>、食事<u>供与の状況</u>、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>ものとする。また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度</u>、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>食料の確保、配食等の状況、し尿及び</u>ごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる</u>よう努めるものとする。 (略) ○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>に配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。 (略) (2) 指定避難所等の運営管理等 (略) ○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>ものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 (略) ○市町村は、指定避難所<u>等</u>の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所<u>等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村は、指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 ○市町村（都道府県）は、やむを得ず<u>指定</u>避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 （略） ○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、<u>指定</u>避難所の早期解消に努めることを基本とする。 4 応急仮設住宅等 （略） (3) 応急仮設住宅の運営管理 ○市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 （略） 6 広域一時滞在	○市町村は、指定避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 ○市町村（都道府県）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 （略） ○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 4 応急仮設住宅等 （略） (3) 応急仮設住宅の運営管理 ○市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>やこども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 （略） 6 広域一時滞在

修正前	修正後
(略) ○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。	(略) ○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
(新設)	<u>○被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>
(略)	(略)
7 要配慮者への配慮 (略) ○避難誘導、<u>指定</u>避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に<u>指定</u>避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。	7 要配慮者への配慮 (略) ○避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。
8 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、<u>(火山災害における降灰の影響を含む。)</u>、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。	8 帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、<u>火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、</u>必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第7節 物資の調達、供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 (略) (2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略) ○被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに<u>開設し</u>、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。 (略) (3) 国による物資の調達、供給 (略) ○国〔内閣府〕は、プッシュ型支援に<u>当たり、予備費の対象となる</u>標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で<u>予備費</u>の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。 (略) 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	(略) 第7節 物資の調達、供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-P L o）</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 (略) (2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略) ○被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに<u>開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え</u>、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。 (略) (3) 国による物資の調達、供給 (略) ○国〔内閣府〕は、プッシュ型支援<u>における</u>標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で<u>プッシュ型支援</u>の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。 (略) 第8節 保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動

修正前	修正後
○<u>指定</u>避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。 1 保健衛生 ○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に<u>指定</u>避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 (略) ○都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。 (略) ○被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。 ○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、<u>災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。 (略) (新設) (新設) (新設)	○避難所等で生活する被災者の健康状態<u>や多様なニーズ</u>の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。 1 保健衛生 ○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に避難所<u>等</u>においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 (略) ○<u>被災都道府県以外</u>の都道府県等は、<u>国〔厚生労働省〕又は被災都道府県</u>の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施<u>や被災者の健康管理</u>を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の応援派遣を行うものとする。 (略) ○被災都道府県は、避難所<u>等</u>の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所へ派遣する<u>ものとする</u>。 ○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所<u>等</u>の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。 (略) <u>2 福祉</u> <u>○被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> <u>○被災都道府県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(新設) (新設) <u>2</u> 防疫活動 (略) <u>3</u> 遺体対策 (略) 第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 (略) 1 社会秩序の維持 (略) ○国〔海上保安庁〕は、被災地付近の海上において、<u>巡視船艇</u>を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。 (略) 第10節 応急の教育に関する活動 ○地方公共団体は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。 (新設)	<u>○被災都道府県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</u> <u>○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。</u> <u>3</u> 防疫活動 (略) <u>4</u> 遺体対策 (略) 第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 (略) 1 社会秩序の維持 (略) ○国〔海上保安庁〕は、被災地付近の海上において、<u>船艇</u>を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。 (略) 第10節 応急の教育に関する活動 ○地方公共団体は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。 <u>○国〔文部科学省〕及び被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) 第3章 災害復旧・復興 (略) 第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略) 2 災害廃棄物の処理 ○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、<u>仮置場、最終処分地</u>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 (略) ○国〔環境省〕は、<u>円滑かつ迅速な</u>災害廃棄物処理について必要な支援を行う。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 (略) 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)	(略) 第3章 災害復旧・復興 (略) 第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略) 2 災害廃棄物の処理 ○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、<u>仮置場・最終処分場</u>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 (略) ○国〔環境省〕は、<u>適正かつ円滑・迅速な</u>災害廃棄物処理について必要な支援を行う。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。 (略) 第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>○国〔内閣府〕は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</u> (略)	○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 (略) (削除) (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
(略)	(略)
第3節 国民の防災活動の促進	第3節 国民の防災活動の促進
(略)	(略)
3 国民の防災活動の環境整備	3 国民の防災活動の環境整備
(略)	(略)
(2) 防災ボランティア活動の環境整備	(2) 防災ボランティア活動の環境整備・ <u>連携体制の強化</u>
○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」	○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・ <u>連携体制の強化</u> 」
(略)	(略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(略)	(略)
3 救助・救急、医療及び消火活動関係	3 救助・救急、医療及び消火活動関係
(略)	(略)
(2) 医療活動関係	(2) 医療活動関係
○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」	○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」
(新設)	<u>(3) 保健衛生活動関係</u>
(新設)	<u>○第2編1章6節5項(3)「保健衛生活動関係」</u>
<u>(3)</u> 消火活動関係	<u>(4)</u> 消火活動関係
○第2編1章6節5項 <u>(3)</u> 「消火活動関係」	○第2編1章6節5項 <u>(4)</u> 「消火活動関係」
(略)	(略)
5 避難の受入れ及び情報提供活動関係	5 避難の受入れ及び情報提供活動関係
(略)	(略)
(3) 指定避難所	(3) 指定避難所 <u>等</u>
○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」	○第2編1章6節7項(3)「指定避難所 <u>等</u> 」
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
6 物資の調達、供給活動関係 (新設) (新設) (新設) ○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動<u>関係</u>」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 (新設) (新設) <u>2</u> 防疫活動	6 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動関係 <u>(1) 物資の備蓄</u> <u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u> <u>(2) 物資の調達、供給活動</u> ○第2編1章6節8項<u>(2)</u>「物資の調達、供給活動」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) ○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 <u>2 福祉</u> <u>○第2編2章8節2項「福祉」</u> <u>3</u> 防疫活動

第3編 地震災害対策編

修正前				修正後			
○第2編2章8節2項「防疫活動」 <u>3</u> 遺体対策 ○第2編2章8節3項「遺体対策」 (略) 別表(第2章関係)				○第2編2章8節 <u>3</u> 項「防疫活動」 <u>4</u> 遺体対策 ○第2編2章8節 <u>4</u> 項「遺体対策」 (略) 別表(第2章関係)			
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月改定)	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年6月改定)	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年6月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、 <u>令和7年6月改定</u>)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 津波に強い国づくり、まちづくり (略) 3 津波に強いまちづくり (略) (5) 危険物施設等の安全確保 ○国〔消防庁、経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波<u>に対する安全性の確保</u>、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備 ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 3 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 医療活動関係	第4編 津波災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 津波に強い国づくり、まちづくり (略) 3 津波に強いまちづくり (略) (5) 危険物施設等の安全確保 ○国〔消防庁、経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、<u>最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u>、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>」 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 3 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 医療活動関係

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 (新設) (新設) (3) 消火活動関係	○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 <u>(3) 保健衛生活動関係</u> <u>○第2編1章6節5項(3)「保健衛生活動関係」</u>
○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」 (新設) (略)	○第2編1章6節5項(4)「消火活動関係」 <u>○消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u>
5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略)	5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略)
(2) 指定避難所	(2) 指定避難所等
○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」 (略)	○第2編1章6節7項(3)「指定避難所等」 (略)
6 物資の調達、供給活動関係 (新設) (新設) (新設)	6 物資の <u>備蓄</u> 、調達、供給活動関係 <u>(1) 物資の備蓄</u> <u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u>
○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動 <u>関係</u> 」 (略)	<u>(2) 物資の調達、供給活動</u> ○第2編1章6節8項(2)「物資の調達、供給活動」 (略)
第2章 災害応急対策 (略)	第2章 災害応急対策 (略)
○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略)	○大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。 (略)

第4編 津波災害対策編

修正前			修正後		
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 (新設) (新設) <u>2</u> 防疫活動 ○第2編2章8節2項「防疫活動」 (略) <u>3</u> 遺体対策 ○第2編2章8節3項「遺体対策」 (略) 別表(第2章関係)			第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 <u>2</u> <u>福祉</u> <u>○第2編2章8節2項「福祉」</u> <u>3</u> 防疫活動 ○第2編2章8節<u>3</u>項「防疫活動」 (略) <u>4</u> 遺体対策 ○第2編2章8節<u>4</u>項「遺体対策」 (略) 別表(第2章関係)		
(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 (平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)	(略)	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 (平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月改定)	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定、 <u>令和7年6月改定</u>)

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 風水害に強い国づくり (略) (3) 風水害に強い国土の形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 (略) ・港湾については、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。	第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり (略) 1 風水害に強い国づくり (略) (3) 風水害に強い国土の形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 (略) ・港湾については、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u> (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、<u>都市的土地利用を誘導しないもの</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては</u>、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、<u>その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
(略)	(略)
第2節 国民の防災活動の促進	第2節 国民の防災活動の促進
(略)	(略)
3 国民の防災活動の環境整備	3 国民の防災活動の環境整備
(略)	(略)
(2) 防災ボランティア活動の環境整備	(2) 防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>
○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」	○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>」
(略)	(略)
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(略)	(略)
1 災害発生直前対策関係	1 災害発生直前対策関係
(略)	(略)
(2) 住民の避難誘導體制	(2) 住民の避難誘導體制
(略)	(略)
○市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時より</u>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難支援計画の策定</u>、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。	○市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時から</u>、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(略) (3) 災害未然防止活動 (略) ○国及び水防管理者は、<u>平常時より</u>水防活動の体制整備を行っておくものとする。 (略) ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、<u>巡視船艇</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が<u>生ずる</u>おそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 5 救助・救急及び医療活動関係 (略) (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 (新設) (新設) (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (2) 指定避難所 ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」 (略) 8 物資の調達、供給活動関係 (新設) (新設)	(略) (3) 災害未然防止活動 (略) ○国及び水防管理者は、<u>平時から</u>水防活動の体制整備を行っておくものとする。 (略) ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、<u>船艇</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が<u>生じる</u>おそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 5 救助・救急及び医療活動関係 (略) (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 <u>(3) 保健衛生活動関係</u> <u>○第2編1章6節5項(3)「保健衛生活動関係」</u> (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (2) 指定避難所<u>等</u> ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所<u>等</u>」 (略) 8 物資の<u>備蓄、</u>調達、供給活動関係 <u>(1) 物資の備蓄</u> <u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u>

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(新設) ○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動<u>関係</u>」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 (新設) (新設) <u>2</u> 防疫活動 ○第2編2章8節2項「防疫活動」 <u>3</u> 遺体対策 ○第2編2章8節3項「遺体対策」 (略)	<u>(2) 物資の調達、供給活動</u> ○第2編1章6節8項<u>(2)</u>「物資の調達、供給活動」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略) 第8節 保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 <u>2 福祉</u> <u>○第2編2章8節2項「福祉」</u> <u>3</u> 防疫活動 ○第2編2章8節<u>3</u>項「防疫活動」 <u>4</u> 遺体対策 ○第2編2章8節<u>4</u>項「遺体対策」 (略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略) ○いざ噴火が発生したときには、広範囲にわたり多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることから、火山災害の警戒避難体制の整備に当たっては、関係する地方公共団体、専門的知見を有する者といった関係者が一堂に会して検討し、関係する地方公共団体の間で整合のとれた「火山単位」の統一的な警戒避難体制の整備に努めるものとする。 (新設) 第2節 火山災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○国〔内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略)	第6編 火山災害対策編 第1章 災害予防 第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略) ○いざ噴火が発生したときには、広範囲にわたり多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることから、火山災害の警戒避難体制の整備に当たっては、関係する地方公共団体、専門的知見を有する者といった関係者が一堂に会して検討し、関係する地方公共団体の間で整合のとれた「火山単位」の統一的な警戒避難体制の整備に努めるものとする。 <u>○大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u> 第2節 火山災害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○国〔内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、国土地理院〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めるものとする。 (略) 第3節 国民の防災活動の促進 (略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備 ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」 (略) 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 (略) ○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。 (略) (2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略) ○国〔気象庁、文部科学省〕は、大学等の研究機関と連携し、各火山の観測データの共有化を進める等により、研究機関相互間の連携を強化し、火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 (略) ○国〔気象庁〕は、<u>火山活動の評価を的確に行うため、火山研究者による火山活動の評価への参画など</u>、火山活動の評価体制の強化を図るものとする。また、火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により、高度な専門的知見を有する人材の育成を図るものとする。 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)	3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>」 (略) 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 (略) ○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、<u>火山体構造等の調査研究の推進</u>、観測研究体制の充実等を推進するものとする。 (略) (2) 火山<u>調査</u>研究及び火山観測の充実・強化等 (略) ○国〔気象庁、文部科学省〕は、大学等の研究機関と連携し、各火山の観測データの共有化を進める等により、研究機関相互間の連携を強化し、火山<u>調査</u>研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 (略) ○国〔気象庁〕は、<u>噴火警報等の火山防災情報を発表するに当たり火山専門家から火山活動評価等について技術的な助言を受けるなど</u>、火山活動の評価体制の強化を図るものとする。また、火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により、高度な専門的知見を有する人材の育成を図るものとする。 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
○国〔気象庁〕は、地方公共団体や住民、登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、<u>平常時</u>から火山観測データを公表するものとする。 ○国〔内閣府、<u>国土交通省</u>、<u>気象庁</u>〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。 （略） 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 （略） (5) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体は、火山防災協議会の枠組みを活用し、<u>平常時</u>から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。 （略） 3 救助・救急、医療及び消火活動関係 （略） (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 （新設） （新設） (3) 消火活動関係 ○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」 （略） 5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略） (2) 指定避難所 ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」	○国〔気象庁〕は、地方公共団体や住民、登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、<u>平時</u>から火山観測データを公表するものとする。 ○国〔内閣府、<u>関係省庁</u>〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。 （略） 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 （略） (5) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕、公共機関及び地方公共団体は、火山防災協議会の枠組みを活用し、<u>平時</u>から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。 （略） 3 救助・救急、医療及び消火活動関係 （略） (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」 <u>(3) 保健衛生活動関係</u> <u>○第2編1章6節5項(3)「保健衛生活動関係」</u> <u>(4) 消火活動関係</u> ○第2編1章6節5項(4)「消火活動関係」 （略） 5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略） (2) 指定避難所<u>等</u> ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所<u>等</u>」

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略) 6 物資の調達、供給活動関係 (新設) (新設) (新設) ○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動<u>関係</u>」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 3 避難指示等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 (略) ○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平常時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	(略) 6 物資の<u>備蓄、</u>調達、供給活動関係 <u>(1) 物資の備蓄</u> <u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u> <u>(2) 物資の調達、供給活動</u> ○第2編1章6節8項<u>(2)</u>「物資の調達、供給活動」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 (略) 3 避難指示等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 (略) ○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略) 第7節 保健衛生、<u>福祉、</u>防疫、遺体対策に関する活動

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
○第2編2章8節「保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 (新設) (新設) <u>2</u> 防疫活動 ○第2編2章8節2項「防疫活動」 <u>3</u> 遺体対策 ○第2編2章8節3項「遺体対策」 (略)	○第2編2章8節「保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 <u>2 福祉</u> <u>○第2編2章8節2項「福祉」</u> <u>3</u> 防疫活動 ○第2編2章8節<u>3</u>項「防疫活動」 <u>4</u> 遺体対策 ○第2編2章8節<u>4</u>項「遺体対策」 (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 雪害に強いまちづくり (略) (2) 除雪体制等の整備 (略) ○市町村は、<u>平常時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。 (略) 第2節 国民の防災活動の促進 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備 ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」 (略) 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 5 救助・救急及び医療活動関係 (略) (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」	第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり (略) 2 雪害に強いまちづくり (略) (2) 除雪体制等の整備 (略) ○市町村は、<u>平時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。 (略) 第2節 国民の防災活動の促進 (略) 3 国民の防災活動の環境整備 (略) (2) 防災ボランティア活動の環境整備 <u>・連携体制の強化</u> ○第2編1章3節3項(2)「防災ボランティア活動の環境整備 <u>・連携体制の強化</u>」 (略) 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 5 救助・救急及び医療活動関係 (略) (2) 医療活動関係 ○第2編1章6節5項(2)「医療活動関係」

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
(新設) (新設) (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 指定避難所 ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」 (略) 8 物資の調達、供給活動関係 (新設) (新設) (新設) ○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動<u>関係</u>」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 (略) ○国〔国土交通省〕は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が<u>生ずる</u>等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、道路啓開、<u>除雪の実施、応急復旧</u>等を行うものとする。 (略)	<u>(3) 保健衛生活動関係</u> <u>○第2編1章6節5項(3)「保健衛生活動関係」</u> (略) 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 指定避難所<u>等</u> ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所<u>等</u>」 (略) 8 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動関係 <u>(1) 物資の備蓄</u> <u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u> <u>(2) 物資の調達、供給活動</u> ○第2編1章6節8項<u>(2)</u>「物資の調達、供給活動」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 (略) ○国〔国土交通省〕は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が<u>生じる</u>等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、道路啓開等を行うものとする。 (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により道路啓開、<u>除雪作業、応急復旧</u>等の状況を、迅速に情報提供することとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 第8節 保健衛生、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 (新設) (新設) <u>2</u> 遺体対策 ○第2編2章8節3項「遺体対策」 (略)	○国〔国土交通省〕は、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供することとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略) 第8節 保健衛生、<u>福祉</u>、遺体対策に関する活動 ○第2編2章8節「保健衛生、<u>福祉</u>、防疫、遺体対策に関する活動」 1 保健衛生 ○第2編2章8節1項「保健衛生」 <u>2 福祉</u> <u>○第2編2章8節2項「福祉」</u> <u>3</u> 遺体対策 ○第2編2章8節<u>4</u>項「遺体対策」 (略)

第8編 海上災害対策編

修正前	修正後
第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 船舶の安全な運航の確保 (略) ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、<u>巡視船艇</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が<u>生ずる</u>おそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 (略) ○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」 ○国〔海上保安庁〕は、大型タンカーの火災等に対応できる<u>消防船等</u>及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 5 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節<u>4</u>項「惨事ストレス対策」	第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 船舶の安全な運航の確保 (略) ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、<u>船艇等</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が<u>生じる</u>おそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 (略) ○第2編1章6節5項(4)「消火活動関係」 ○国〔海上保安庁〕は、大型タンカーの火災等に対応できる<u>船艇</u>及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 5 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節<u>5</u>項「惨事ストレス対策」

第8編 海上災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)

第9編 航空災害対策編

修正前	修正後
第9編 航空災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係 (略) ○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」 (略)	第9編 航空災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (2) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係 (略) ○第2編1章6節5項(4)「消火活動関係」 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」 (略)

第10編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
第10編 鉄道災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○消防機関等は、<u>平常時より</u>機関相互間の連携の強化を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節<u>4</u>項「惨事ストレス対策」 (略)	第10編 鉄道災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○消防機関等は、<u>平時から</u>機関相互間の連携の強化を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第2節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節<u>5</u>項「惨事ストレス対策」 (略)

第 11 編 道路災害対策編

修正前	修正後
第 11 編 道路災害対策編 第 1 章 災害予防 第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実 (略) ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、<u>平常時より</u>道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等の I C T 技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。 (略) 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○道路管理者、消防機関等は、<u>平常時より</u>機関相互間の連携強化を図るものとする。 (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>4</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 5 節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、<u>迅速かつ的確な障害物の除去による</u>道路	第 11 編 道路災害対策編 第 1 章 災害予防 第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実 (略) ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、<u>平時から</u>道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等の I C T 技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。 (略) 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○道路管理者、消防機関等は、<u>平時から</u>機関相互間の連携強化を図るものとする。 (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>5</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 5 節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路啓開<u>等</u>を行い、早期の道路交通の確

第 11 編 道路災害対策編

修正前	修正後
啓開、 <u>仮設等の応急復旧</u> を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。 (略)	保に努めるものとする。 (略)

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
第12編 原子力災害対策編 (略) 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、<u>巡視船</u>、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「<u>対策拠点施設</u>」という。）において、それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。 (略) ○国〔気象庁〕は、気象情報を迅速に提供するため、<u>平常時</u>からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。 (略) (2) 情報の分析整理 (略) ○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、異なる専門機関に属する専門家間の<u>平常時</u>における交流を促進するために、専門家<u>間</u>のネットワークを構築するように努めるものとする。	第12編 原子力災害対策編 (略) 第1章 災害予防 (略) 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、<u>船舶</u>、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「<u>オフサイトセンター</u>」という。）において、それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。 (略) ○国〔気象庁〕は、気象情報を迅速に提供するため、<u>平時</u>からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。 (略) (2) 情報の分析整理 (略) ○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、異なる専門機関に属する専門家間の<u>平時</u>における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するように努めるものとする。

修正前	修正後
○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平常時より</u>防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。 (3) 通信手段の確保 (略) ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、<u>対策拠点施設</u>と国〔官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府〕、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び地方公共団体は、<u>対策拠点施設</u>に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>対策拠点施設</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。 ○国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段について、<u>平常時より</u>その確保に努め、その整備・運用及び管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 (略) (4) 各機関の防災体制の整備 (略)	○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平時から</u>防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。 (3) 通信手段の確保 (略) ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、<u>オフサイトセンター</u>と国〔官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府〕、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び地方公共団体は、<u>オフサイトセンター</u>に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>オフサイトセンター</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。 ○国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段について、<u>平時から</u>その確保に努め、その整備・運用及び管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。 (略) (4) 各機関の防災体制の整備 (略)

修正前	修正後
○国〔内閣府、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等〕は、指定行政機関との連絡方法、初期動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を策定するものとする。 （略） (5) 職員の体制 （略） ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、<u>人材</u>及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。 （略） (7) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、<u>平常時より</u>各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。 （略）	○国〔内閣府、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等〕は、指定行政機関との連絡方法、初期動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（<u>以下「原子力災害対策マニュアル」という。</u>）を策定するものとする。 （略） (5) 職員の体制 （略） ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、<u>人員</u>及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。 （略） (7) 防災関係機関相互の連携体制 （略） ○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、<u>平時から</u>各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。 （略）

修正前	修正後
○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。</u>以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。	○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。</u>以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。
（略）	（略）
○このため、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁と原子力事業者が、<u>平常時</u>から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。	○このため、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁と原子力事業者が、<u>平時</u>から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。
（略）	（略）
(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備	(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備
○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための<u>対策拠点施設</u>をあらかじめ指定するものとする。また、国、地方公共団体、原子力事業者等は、<u>対策拠点施設</u>を地域における原子力防災の拠点として<u>平常時</u>から訓練等に活用するものとする。	○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための<u>オフサイトセンター</u>をあらかじめ指定するものとする。また、国、地方公共団体、原子力事業者等は、<u>オフサイトセンター</u>を地域における原子力防災の拠点として<u>平時</u>から訓練等に活用するものとする。
○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、<u>対策拠点施設</u>が自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。	○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、<u>オフサイトセンター</u>が自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

修正前	修正後
○国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平常時より</u>協力して、それぞれの役割と責任に応じて、<u>対策拠点施設</u>及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。 ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、地方公共団体の<u>対策拠点施設</u>及びその代替施設の非常用通信設備の整備、<u>対策拠点施設</u>内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援するものとする。 (10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略) ○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等の集約、共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし、<u>平常時</u>から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。 ○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶することがないように、適切な仕組みを整備し、その維持管理を行うとともに、<u>対策拠点施設</u>への接続等必要な措置を講ずるものとする。 (略) ○国〔原子力規制委員会、水産庁、<u>気象庁</u>、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、<u>巡視船艇等</u>を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。	○国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平時から</u>協力して、それぞれの役割と責任に応じて、<u>オフサイトセンター</u>及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。 ○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、地方公共団体の<u>オフサイトセンター</u>及びその代替施設の非常用通信設備の整備、<u>オフサイトセンター</u>内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援するものとする。 (10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略) ○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等の集約、共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし、<u>平時</u>から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。 ○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶することがないように、適切な仕組みを整備し、その維持管理を行うとともに、<u>オフサイトセンター</u>への接続等必要な措置を講ずるものとする。 (略) ○国〔原子力規制委員会、水産庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、<u>船艇</u>を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。

修正前	修正後
(新設) (11) 原子力施設の状態等の予測 ○原子力事業者は、原子力施設の状態予測等を行うための機能を<u>平常時</u>から適切に整備するものとする。 (略) 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は、屋内退避、避難<u>や</u>避難退域時検査及び簡易除染<u>の場所・方法</u>について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 (略) (5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 (略)	<u>○国〔原子力規制委員会〕は、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進するものとする。加えて、新技術・知見の緊急時モニタリングへの取込みについて調査・検討を行うとともに、全国展開に向けた取組を推進するものとする。</u> (11) 原子力施設の状態等の予測 ○原子力事業者は、原子力施設の状態予測等を行うための機能を<u>平時</u>から適切に整備するものとする。 (略) 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略) (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は、屋内退避、避難、<u>避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング</u>について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 (略) (5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 (略)

修正前	修正後
○国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度 5 弱又は震度 5 強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	○国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村において、震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合等をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。
○国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。	○国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時から</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○国、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平常時より</u>周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。	○国、地方公共団体及び原子力事業者は、<u>平時から</u>周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。
（略）	（略）
4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係	4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係
（略）	（略）
(2) 医療活動関係	(2) 医療活動関係
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。	○国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センター、<u>全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関</u>の指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係	(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係
（略）	（略）

修正前	修正後
○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、<u>平常時</u>に事前配布を行うことができるものとする。	○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、<u>平時</u>に事前配布を行うことができるものとする。
(略)	(略)
(4) 消火活動関係	(4) 消火活動関係
○原子力事業者は、<u>平常時</u>から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるものとする。	○原子力事業者は、<u>平時</u>から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるものとする。
○市町村（都道府県）は、<u>平常時</u>から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は、<u>平時</u>から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
(略)	(略)
6 物資の調達、供給活動関係	6 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動関係
(新設)	<u>○第2編1章6節8項(1)「物資の備蓄」</u>
○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動<u>関係</u>」	○第2編1章6節8項<u>(2)</u>「物資の調達、供給活動」
(略)	(略)
○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄拠点</u>を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。	○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点</u>を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
(略)	(略)
8 防災関係機関等の防災訓練等の実施	8 防災関係機関等の防災訓練等の実施
(1) 訓練計画の策定	(1) 訓練計画の策定
(略)	(略)

修正前	修正後
○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち<u>会</u>い、実施状況を確認するものとする。 （略） 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 （略） 2 警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>対策拠点施設</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。 （略） 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 （略） ○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>対策拠点施設</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を<u>対策拠点施設</u>に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。	○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち<u>会</u>い、実施状況を確認するものとする。 （略） 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 （略） 2 警戒事態発生時の連絡等 （略） ○原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>オフサイトセンター</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。 （略） 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 （略） ○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>オフサイトセンター</u>、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を<u>オフサイトセンター</u>に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。

修正前	修正後
(略) ○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>対策拠点施設</u>に連絡するものとする。 (略) 4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略) ○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>対策拠点施設等</u>予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 ○原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、<u>対策拠点施設</u>に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 ○関係機関は、<u>対策拠点施設</u>に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。 (略) ○原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、<u>対策拠点施設</u>において、必要な情報の収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 (略)	(略) ○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>オフサイトセンター</u>に連絡するものとする。 (略) 4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略) ○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、<u>オフサイトセンター等</u><u>あらかじめ</u>指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。 ○原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、<u>オフサイトセンター</u>に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 ○関係機関は、<u>オフサイトセンター</u>に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。 (略) ○原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、<u>オフサイトセンター</u>において、必要な情報の収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 (略)

修正前	修正後
○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>対策拠点施設</u>に連絡するものとする。 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング (略) ○国〔原子力規制委員会、水産庁、<u>気象庁</u>、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、<u>巡視船艇等</u>を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。 (略) 7 指定行政機関等の活動体制 (1) 施設敷地緊急事態への対応 (略) 六 現地事故対策連絡会議の開催 ○原子力規制委員会及び内閣府は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を<u>対策拠点施設</u>に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。 (略) (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応 (略) 三 原子力災害現地対策本部の設置 (略)	○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>オフサイトセンター</u>に連絡するものとする。 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング (略) ○国〔原子力規制委員会、水産庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、<u>船艇</u>を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。 (略) 7 指定行政機関等の活動体制 (1) 施設敷地緊急事態への対応 (略) 六 現地事故対策連絡会議の開催 ○原子力規制委員会及び内閣府は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を<u>オフサイトセンター</u>に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。 (略) (2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応 (略) 三 原子力災害現地対策本部の設置 (略)

第 12 編 原子力災害対策編

修正前	修正後
○現地対策本部は、<u>対策拠点施設</u>において、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。 （略） 四 原子力事業者の応急措置の確認等 （略） ○原子力規制委員会は、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>対策拠点施設</u>に連絡させるものとする。 （略） 第 2 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略）	○現地対策本部は、<u>オフサイトセンター</u>において、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。 （略） 四 原子力事業者の応急措置の確認等 （略） ○原子力規制委員会は、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び<u>オフサイトセンター</u>に連絡させるものとする。 （略） 第 2 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略）

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
○原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、OIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、UPZ外の地方公共団体に対しては、PAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。 （略） 2 指定避難所等 （略） (2) 指定避難所等の運営管理 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 （略） 4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施 （略） ○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転<u>した後</u>に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 （略） 10 関係者等への的確な情報伝達活動 (1) 周辺住民等への情報伝達活動 （略）	○原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、OIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染<u>並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの</u>場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、UPZ外の地方公共団体に対しては、PAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。 （略） 2 指定避難所等 （略） (2) 指定避難所等の運営管理 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 （略） 4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施 （略） ○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転<u>する際</u>に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 （略） 10 関係者等への的確な情報伝達活動 (1) 周辺住民等への情報伝達活動 （略）

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
○関係機関は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<u>問い合わせ</u>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。	○関係機関は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<u>問合せ</u>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。
(略)	(略)
(2) 国民への的確な情報の伝達	(2) 国民への的確な情報の伝達
(略)	(略)
○現地対策本部における広報活動は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、<u>対策拠点施設</u>内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。	○現地対策本部における広報活動は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、<u>オフサイトセンター</u>内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。
(略)	(略)
(3) 住民等からの問合せに対する対応	(3) 住民等からの問合せに対する対応
(略)	(略)
○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、必要に応じ、速やかに住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。	○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、必要に応じ、速やかに住民等からの<u>問合せ</u>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
(略)	(略)
第8節 保健衛生に関する活動	第8節 保健衛生、<u>福祉</u>に関する活動
○第2編2章8節1項「保健衛生」	○第2編2章8節1項「保健衛生」
(新設)	<u>○第2編2章8節2項「福祉」</u>
(略)	(略)
第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応	第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応
(略)	(略)

第12編 原子力災害対策編

修正前	修正後
○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。<u>併せて</u>、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム（SOBO-WE B）、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。 （略） 第3章 災害復旧 （略） 第2節 原子力災害事後対策 （略） ○国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、継続的に緊急時モニタリングを実施し、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者による<u>平常時</u>における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。 （略） 第4章 原子力艦の原子力災害 （略） 第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動 （略） 2 指定避難所 （略） (2) 指定避難所の運営管理 （略）	○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。<u>あわせて</u>、両本部が保有する情報収集システム（<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。 （略） 第3章 災害復旧 （略） 第2節 原子力災害事後対策 （略） ○国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、継続的に緊急時モニタリングを実施し、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者による<u>平時</u>における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。 （略） 第4章 原子力艦の原子力災害 （略） 第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動 （略） 2 指定避難所<u>等</u> （略） (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理 （略）

第 12 編 原子力災害対策編

修正前	修正後
○関係地方公共団体は、<u>指定</u>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。 (略) 6 関係者等への的確な情報伝達活動 (略) (3) 住民からの<u>問い合わせ</u>に対する対応 (略) 第 5 節 救助・救急及び医療活動 (略) 3 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>4</u> 項「惨事ストレス対策」 (略)	○関係地方公共団体は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。 (略) 6 関係者等への的確な情報伝達活動 (略) (3) 住民からの<u>問合せ</u>に対する対応 (略) 第 5 節 救助・救急及び医療活動 (略) 3 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>5</u> 項「惨事ストレス対策」 (略)

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
第13編 危険物等災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第2編1章6節5項(3)「消火活動関係」 ○国〔海上保安庁〕は、海上における消火活動に備え、<u>平常時</u>から消防体制の整備に努めるものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理 ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略)	第13編 危険物等災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第2編1章6節5項(4)「消火活動関係」 ○国〔海上保安庁〕は、海上における消火活動に備え、<u>平時</u>から消防体制の整備に努めるものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理<u>等</u> ○第2編2章6節3項(2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略)

第 14 編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
第 14 編 大規模な火事災害対策編 第 1 章 災害予防 (略) 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第 2 編 1 章 6 節 5 項 <u>(3)</u>「消火活動関係」 (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>4</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理 ○第 2 編 2 章 6 節 3 項 (2)「指定避難所の運営管理等」 (略)	第 14 編 大規模な火事災害対策編 第 1 章 災害予防 (略) 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第 2 編 1 章 6 節 5 項 <u>(4)</u>「消火活動関係」 (略) 第 2 章 災害応急対策 (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>5</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 3 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理<u>等</u> ○第 2 編 2 章 6 節 3 項 (2)「指定避難所<u>等</u>の運営管理等」 (略)

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
第 15 編 林野火災対策編 第 1 章 災害予防 第 1 節 林野火災に強い地域づくり (略) ○国〔林野庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、防火林道、<u>防火森林</u>の整備等を実施するものとする。 <u>○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。</u> (略) 第 3 節 防災活動の促進 (略) 1 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔消防庁、林野庁〕、公共機関、地方公共団体等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱い<u>による</u>ものであることにかんがみ、<u>林野火災</u>予防運動等<u>を通じて</u>、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等<u>への</u>啓発を実施するものとする。なお、<u>住民等への啓発は</u>、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。 ○国〔消防庁、林野庁、気象庁等〕は、我が国の<u>お</u>かれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成等に努めるものとする。 ○国〔消防庁〕<u>及び</u>地方公共団体は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るた	第 15 編 林野火災対策編 第 1 章 災害予防 第 1 節 林野火災に強い地域づくり (略) ○国〔林野庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、<u>消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による</u>防火<u>林帯</u>の整備等を実施するものとする。 (削除) (略) 第 3 節 防災活動の促進 (略) 1 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔消防庁、林野庁〕、公共機関、地方公共団体等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱い<u>という人為的なもの</u>であることにかんがみ、<u>山火事</u>予防運動等<u>の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により</u>、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等<u>に対する</u>啓発を実施するものとする。なお、<u>啓発に当たっては</u>、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に<u>も</u>十分留意するものとする。 ○国〔消防庁、林野庁、気象庁等〕、<u>地方公共団体等</u>は、我が国の<u>置</u>かれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・<u>周知</u>等に努めるものとする。 ○国〔消防庁、<u>林野庁</u>〕、<u>地方公共団体等</u>は、林野火災の未然防止と被害の軽減

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
め、標識板、<u>立看板の設置や簡易防火用水を設置する</u>など防火思想の普及と初期消火<u>に対応する</u>ための施設の配備を促進するものとする<u>ものとする</u>。 (略) 第 4 節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略) ○国〔消防庁〕は、林野火災の<u>延焼性状</u>、有効な<u>消火</u>資機材<u>及び</u>災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法、ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進するものとする。 ○国〔消防庁〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、研究成果の流通の促進、研究体制の充実等を推進するものとする。 (新設) (新設) (新設) 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ○第 2 編 1 章 6 節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」 (新設)	を図るため、<u>林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、</u>標識板<u>や立看板、防火水槽、</u>簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火<u>の</u>ための施設の配備を促進するものとする。 (略) 第 4 節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略) ○国〔消防庁〕は、<u>急激に延焼拡大する林野火災への対応能力を強化するため、諸外国の事例も参考としつつ、</u>林野火災の<u>延焼状況の早期把握方法、延焼シミュレーション</u>、有効な<u>消防</u>資機材、災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法、ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進するものとする。 ○国〔消防庁〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、研究成果の流通の促進、研究体制の充実等を推進するものとする。 <u>第 5 節 林野火災に対する警戒の強化</u> <u>○国〔消防庁、林野庁〕及び地方公共団体は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u> <u>○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u> 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ○第 2 編 1 章 6 節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」 <u>○林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長</u>

修正前	修正後
1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (略) (3) 通信手段の確保 (略) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することについて十分考慮するものとする。 (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第 2 編 1 章 6 節 5 項 (3) 「消火活動関係」 (新設) (新設) ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。 (新設)	<u>期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u> 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (略) (3) 通信手段の確保 (略) ○国、地方公共団体等は、<u>平時から</u>災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での<u>利用を前提とした</u>広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。 (略) 2 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略) (3) 消火活動関係 ○第 2 編 1 章 6 節 5 項 (4) 「消火活動関係」 <u>○消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u> <u>○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u> ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、<u>熱源探査装置を含む資機材等</u>の整備を推進するものとする。 <u>○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓</u>

修正前	修正後
○市町村（都道府県）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 （新設） （略） 6 防災関係機関等の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 ○消防機関は、様々な状況を想定し、<u>広域応援も想定した</u>、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。 （略） 第 2 章 災害応急対策 第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 1 災害情報の収集・連絡 （略） (2) 一般被害情報等の収集・連絡 ○第 2 編 2 章 2 節 1 項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」 （新設） （略） 3 地方公共団体の活動体制 ○第 2 編 2 章 2 節 3 項「地方公共団体の活動体制」 （新設）	<u>練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u> ○市町村（都道府県）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 <u>○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u> （略） 6 防災関係機関等の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 ○消防機関は、<u>広域応援など</u>様々な状況を想定し、<u>消防計画や林野火災防御図等を活用した</u>、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。 （略） 第 2 章 災害応急対策 第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 1 災害情報の収集・連絡 （略） (2) 一般被害情報等の収集・連絡 ○第 2 編 2 章 2 節 1 項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」 <u>○消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u> （略） 3 地方公共団体の活動体制 ○第 2 編 2 章 2 節 3 項「地方公共団体の活動体制」 <u>○被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
(略) 5 事業者の活動体制 ○林業関係事業者は、消防機関、<u>都道府県警察等</u>との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。 6 広域的な応援体制 ○第 2 編 2 章 2 節 5 項「広域的な応援体制」 (新設) (新設) (新設) (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 3 消火活動 (1) 消防機関等による消火活動 ○第 2 編 2 章 4 節 3 項(1)「地方公共団体等による消火活動」 (新設) ○消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>迅速に消火活動を行うものとする。</u>	(略) 5 事業者の活動体制 ○林業関係事業者は、消防機関<u>及び警察機関を始めとする地方公共団体</u>との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。 6 広域的な応援体制 ○第 2 編 2 章 2 節 5 項「広域的な応援体制」 <u>○消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u> <u>○都道府県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u> <u>○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、直ちに緊急消防援助隊の派遣等を行えるよう、被災地方公共団体等と緊密に連絡調整を行うものとする。</u> (略) 第 2 節 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 3 消火活動 (1) 消防機関等による消火活動 ○第 2 編 2 章 4 節 3 項(1)「地方公共団体等による消火活動」 <u>○消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u> ○消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携に</u>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
<u>○消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。</u> (新設) <u>○地方公共団体は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。</u> (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 ○第 2 編 2 章 4 節 3 項 (2)「被災地域外の地方公共団体による応援」 (新設) (新設) (新設) (新設) 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>4</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所 (略) (2) 指定避難所の運営管理	<u>より、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> <u>○消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u> (削除) (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 ○第 2 編 2 章 4 節 3 項 (2)「被災地域外の地方公共団体による応援」 <u>○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u> <u>○応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。</u> <u>○応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。</u> <u>○応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u> 4 惨事ストレス対策 ○第 2 編 2 章 4 節 <u>5</u> 項「惨事ストレス対策」 (略) 第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 2 指定避難所<u>等</u> (略) (2) 指定避難所<u>等</u>の運営管理<u>等</u>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「指定避難所の運営管理等」 (略) 4 要配慮者への配慮 ○第 2 編 2 章 6 節 7 項「要配慮者への配慮」 (新設) (略)	○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「指定避難所等の運営管理等」 (略) 4 要配慮者への配慮 ○第 2 編 2 章 6 節 7 項「要配慮者への配慮」 <u>○市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u> (略)

以上